

老人保健法改正に伴う「次期あんしんいきいきプラン21」の計画内容の変更

平成20年4月より、「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に全面改正され、現行の老人保健事業は以下のとおり引き継がれる。

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく【特定健康診査等実施計画・保健指導計画】に位置付けられ、医療保険者が実施する特定健康診査及び特定保健指導
 「健康増進法」に基づく【健康増進計画(健康なごの21)】に位置付けられ、市が実施する歯周疾患検診及びがん検診等
 以上のことから、現計画の内容から保健計画を削ったうえで、「次期あんしんいきいきプラン21」の見直しを行う。

